

健水発第0525001号  
平成17年5月25日

各 厚生労働大臣認可水道事業管理者 厚生労働大臣認可水道用水供給事業管理者 殿

厚生労働省健康局水道課長

### 水道施設の工事の施工における留意事項について

本年2月、浄水場の沈澱池を収容する建物内部の塗装剥離工事において、使用していた剥離剤の主成分であるジクロロメタンが気化して沈澱池内の水に溶け込み、当該物質に係る水道水質基準を超える水が供給されるという事故が発生した。

このような事故の再発防止を図るため、水道施設における工事の適切な施工について、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、下記に基づき適切な措置を講じられたい。

併せて、水道技術管理者は、水道の管理について技術上の業務を監督する責務があることを再認識し、管理体制の強化に努められたい。

#### 記

##### 1 施工材料の選定

当該事故に係る調査委員会の報告によれば、当該事故は、液状のジクロロメタンが直接沈殿池内の水に混入したものではなく、一旦気化した後に水に溶け込んだことが原因であった。浄水施設をはじめ浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事で使用する材料については、毒性はもとより、揮発性、水への溶解性等の物性を把握し、施工時及びその後の運転時の安全性への影響がないことを確認した上で選定すること。

##### 2 施工方法の検討

浄水場内において工事を行う場合には、原則として、対象となる系列や設備の運転を停止して施工すること。

ただし、やむを得ず、対象となる系列や設備の運転を停止させずに、浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事を施工する場合には、有害な物質が浄水に混入しないよう、施工方法をあらかじめ十分検討すること。特に、使用する材料の物性に応じて、当該物質の直接混入だけでなく、気化等による間接混入も防止するための措置を講ずること。

##### 3 施工管理の徹底

施工時においては、現場で上記1及び2に関して適切な措置がとられるよう十分に監督を行うなど施工管理の徹底を図ること。

併せて、上記2のただし書きに該当する場合は、工事期間中は臨時の水質検査を行って汚染がないことを確認するなど、水質管理について万全を期すること。